

—地域集会所整備費補助金の交付までの流れ—

	時 期	項 目	内 容
事業を実施する前年度	4月～ 9月末まで	事前協議 事業計画案の作成	<ul style="list-style-type: none"> 町内会等が地域集会所の整備内容、整備時期、収支予算等について市と事前に協議し、事業計画案を作成します。 ※事前協議にあわせて、町内会等での話し合いや、 工事見積書等 の準備が必要になります。
		町内会等での意思決定	<ul style="list-style-type: none"> 町内会等が総会等で事業計画を審議し、事業の実施について議決を得ます。 ※補助金の交付申請時に、議決時の 議事録 を提出していただきます。
		事業計画の提出	<ul style="list-style-type: none"> 町内会等が事業計画案を市に提出します。
	10月～	補助金の予算措置	<ul style="list-style-type: none"> 町内会等から提出された事業計画案を基に、市が現地確認等の調査を行ったうえで、市が予算措置をします。
事業を実施する年度	交付申請	補助金の交付申請書類の作成・提出	<ul style="list-style-type: none"> 町内会等が補助金の交付申請書類を作成し、市に提出します。
		補助金の交付決定	<ul style="list-style-type: none"> 市が交付申請の内容を審査し、補助金の交付を決定します。
	交付決定後	工事請負契約	<ul style="list-style-type: none"> 町内会等が請負業者と工事請負契約を締結します。
	契約締結後	工事着手 着工届	<ul style="list-style-type: none"> 請負業者が工事に着手します。 町内会等が市に工事着工届を提出します。
	工事完了時	事業の実績報告	<ul style="list-style-type: none"> 町内会等が市に実績報告書を提出します。
		工事の完了確認	<ul style="list-style-type: none"> 市が工事の完了を確認します。
		補助金の確定	<ul style="list-style-type: none"> 市が補助金額の確定を町内会等に通知します。
		補助金の請求	<ul style="list-style-type: none"> 町内会等が市に補助金の請求をします。
	事業完了	工事代金の支払い	<ul style="list-style-type: none"> 市が町内会等の口座に補助金を振込します。 町内会等が請負業者に工事代金を支払い、領収書の写しを市に提出します。